

【奈良市六条幼稚園】  
【奈良市京西保育園】

幼保連携型認定こども園移管先法人募集  
**募集要項集**

【令和9年4月1日移管】  
【奈良市立六条幼稚園】  
【奈良市立京西保育園】

令和8年1月

奈良市子ども未来部子ども政策課

## 募集要項集 目次

1	移管予定施設	1
2	移管年月日	1
3	移管の方法	1
4	協定の締結	2
5	選定方法	3
6	応募資格	3
7	応募制限及び失格事項	4
8	応募方法及び今後の主なスケジュール	4
9	覚書の締結	4
10	引継・共同保育	5
11	三者協議会	5
12	市議会における承認	5
13	遵守事項等	5
14	その他	6
別紙1	奈良市立六条幼稚園・京西保育園移管に係る諸条件	7
別紙2	奈良市立六条幼稚園・京西保育園の民間移管に伴う 幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）	16
別紙3	移管先法人の選定方法及び選定基準について	23
別紙4	応募方法及び今後の主なスケジュール	27
別紙5	奈良市立六条幼稚園・京西保育園移管前の運営等に関する覚書（案）	30
別紙6	引継ぎの概要について	33
別紙7	三者協議会の設置について	34
別紙8	土地の貸付に係る主な契約内容について（案）	35
別紙9	施設等の貸与に係る主な契約内容について（案）	38
別紙10	施設整備に係る基本事項について（案）	42

## 幼保連携型認定こども園移管先法人募集要項（六条幼稚園・京西保育園）

奈良市では、「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」に基づき、統合再編や民間移管等のあらゆる手法により、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができる就学前児童のよりよい教育・保育環境の整備を積極的に進めています。

この度、市立六条幼稚園・京西保育園を統合し、民間移管により令和9年度より「幼保連携型認定こども園」へ移行するため、運営する移管先法人（以下「法人」という。）を募集します。

### 1 移管予定施設

現在の運営状況については、別添の「六条幼稚園について」「京西保育園について」を参考ください。移管後の利用定員については、別紙1「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管に係る諸条件」を参考ください。

### 2 移管年月日

令和9年4月1日

- ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」とする。募集要項集別紙及び様式1～5においても同様とする）第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」として、認可を受けてください。
- ※ 令和9年3月末まで奈良市立六条幼稚園及び京西保育園として運営を行います。

### 3 移管の方法

奈良市が所有する奈良市六条二丁目449番地1の市有地（以下「新園舎建設予定地」という。）を活用し、法人による施設整備を実施してください。なお、令和9年4月の移管時は、現在の京西保育園舎を活用することを可能とします。

#### （1）移管後の施設類型

協定締結を条件として、認定こども園法第2条第7項の規定に基づく「幼保連携型認定こども園」として奈良市が認可します。なお、同法第17条による幼保連携型認定こども園の設置の認可に必要な手続きは、法人が行ってください。

#### (2) 土地の取り扱いについて

覚書または協定締結を条件として、下記各項に掲げる取り扱いとします。

- ア 新園舎建設予定地は、施設整備に必要な期間等を考慮し、移管前の施設整備等に係る期間及び初回の協定期間である7年間は無償貸付とし、その後は有償貸付とします。なお、有償貸付における賃貸借に係る費用については、奈良市公有財産規則に基づき算出することとし、貸付料の減免を行う場合は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき2分の1を限度に本市が決定するものとします。
- イ 本市が取得予定等の敷地（【別紙10】施設整備における基本事項についてp.43の図を参照）は、施設整備等に係る期間について、無償貸付とします。なお、法人が当該敷地を進入路として整備した後は、本市に帰属させたうえで奈良市道に編入するものとします。
- ウ 新園舎の開園が間に合わないことにより、令和9年4月から現京西保育園を活用する場合は、新園舎への移転までの期間において児童送迎用の駐車場を含め、無償貸付とします。この場合の児童送迎用の駐車場を含む既存園舎の敷地の維持管理については、法人の負担により適切に行ってください。
- エ アからウまでに掲げるものを除く、その他認定こども園の運営のために直接必要な全ての不動産については、法人において確保してください。詳しくは、別紙8「土地の貸付に係る主な契約内容について（案）」及び別紙9「施設等の貸与に係る主な契約内容について（案）」を参照してください。

#### (3) 建物等の取り扱いについて

法人により新園舎等の施設整備を実施してください。また、現在の京西保育園の建物（令和9年4月の移管時に京西保育園舎を活用する場合）は、新園舎への移転までの期間において、無償貸付とします。この場合、法人は既存園舎の運営に係る一切の業務（建物・設備・備品の維持管理、清掃、修繕等）を自らの責任と負担において行うこととします。詳しくは、別紙9「施設等の貸与に係る主な契約内容について（案）」、別紙10「施設整備に係る基本事項について」を参照してください。

#### (4) 物品の取り扱いについて

移管予定の施設で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについては、無償譲渡します。

### 4 協定の締結

法人に移管する市立施設の移管後の運営について、別紙2「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園の民間移管に伴う幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子（案）」をベース

に、協定書の内容を確定します。その後、市と法人との間で協定を締結することになりますので、法人は、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、奈良市の指示・指導内容及び当該協定書に記載された条件を遵守しなければなりません。

なお、協定の有効期間については原則 6 年とします。ただし、初回の協定期間については施設整備に要する期間を考慮し、7 年間とします。期間満了後は原則協議を経た上で、協定を更新するものとします。

## 5 選定方法

法人の選定にあたっては、別紙 3 「移管先法人の選定方法及び選定基準について」の内容に基づき、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、奈良市長が法人を決定します。

なお、次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その法人を失格とします。

- (1) 「6 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合
- (2) 選定後、市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合
- (3) 施設整備等を伴う場合に、建築基準法等により必要な協議を関係各課と行っていないと確認された場合
- (4) 引継ぎ及び共同保育、三者協議会等、民間移管に係る手続きにおいて、保護者及び地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合
- (5) 令和 9 年 4 月 1 日までに「幼保連携型認定こども園」として認可を受けられなかった場合
- (6) その他、民間移管を期間内に履行することが困難であると市が判断した場合は、法人と協議の上、決定を取り消すことがあります

## 6 応募資格

- (1) 応募日時点で次の要件のすべてを満たす法人

ア 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条の規定に基づき設立された学校法人または社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定により設立された社会福祉法人であること。

イ 児童福祉法第 39 条第 1 項の規定に基づき設置された保育所又は認定こども園法第 2 条第 6 項の規定に基づき設置された認定こども園若しくは学校教育法第 1 条の規定に基づき設置された幼稚園を運営している法人であること。

- (2) 本市の教育・保育行政をよく理解し、別紙 1 「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管

に係る諸条件」の内容のほか、法人選定後に奈良市と法人との間で締結する覚書及び協定書に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人であること。

(3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条に規定する暴力団等及び暴力団員等に該当しないこと。

※ このことについて、管轄する警察署へ照会を行う場合があります。

## 7 応募制限及び失格事項

### (1) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前述「6 応募資格」の有資格者であっても、本募集に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

ア 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）及びその3親等内の血族及び姻族

イ 選定委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている法人等に所属する者

ウ 選定委員が大学に所属する場合において選定委員の研究室に所属する者

### (2) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案に係る応募法人は失格とし、法人選定の対象から除外します。

ア 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められた場合

イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

ウ 提出書類を提出した者が選定委員会による選定の前後に、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず本募集に関する接触を求めた場合

エ 選考審査に関する不当な要求があった場合

オ その他市が不正と認める行為があった場合

## 8 応募方法及び今後の主なスケジュール

詳細については、別紙4「応募方法及び今後の主なスケジュール」を参照してください。

## 9 覚書の締結

法人決定後、応募内容の確実な履行のほか、引継ぎや三者協議会の実施等、移管に向け

た取り組みを円滑に進めることを目的として、市と法人との間で覚書を締結し、遵守していただきます。（別紙5「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管前の運営等に関する覚書（案）参照」）

## 10 引継・共同保育

法人決定後に締結する覚書と別紙1「奈良市立六条幼稚園及び京西保育園移管に係る諸条件」のほか、法人決定後に奈良市が策定する引継計画（別紙6「引継ぎの概要について」参照）に基づき実施します。引継・共同保育の実施にあたって必要となる人員等については、法人において確保してください。

なお、引継・共同保育の実施に係る経費については、奈良市が定める範囲内で一部を負担する予定です。引継・共同保育を行う年度の予算の状況により、奈良市が負担する内容を変更する可能性があります。

## 11 三者協議会

市立施設の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園を築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、対象施設の保護者代表・法人・奈良市の三者で協議するため、別紙7「三者協議会の設置について」に基づき、法人の選定後に三者協議会を設置します。

## 12 市議会における承認

市立施設の民間移管に際して、移管のために必要な条例改正・予算執行等について、奈良市議会における議決が必要となります。仮に市議会の承認が得られない場合は、移管に係る事務を停止する場合があります。

## 13 遵守事項

法人は、移管後の認定こども園の運営にあたり、関係法令等を遵守し適正に運営するとともに、本募集要項に定める移管条件を遵守してください。なお、本募集要項に定める移管条件について疑義が生じた場合は、市と法人が協議の上、解決策を検討し、合意形成を図るものとします。

## 14 その他

現在奈良市では、保育所等の待機児童解消や幼児教育における3歳児保育の実施等、就学前教育・保育施設に係る保護者ニーズに対応した提供体制の構築に向けて、様々な取り組みを行っているところです。特に市立幼保施設については、「奈良市幼保再編計画」に基づく統合・再編を行っているところであり、今後周辺の教育・保育施設の状況が変わり、本市施策の見直しを行う場合があります。このように本市施策に変更が生じたり、また、国の施策に変更が生じた場合は、事業計画の内容を変更いただく場合があります。今後、国の施策に注視していただくとともに、奈良市が取り組む施策については、奈良市ホームページをご参照ください。

### 【奈良市ホームページ】

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/40/>

#### 【問合せ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 子ども政策課

(奈良市役所中央棟3階)

Tel : 0742-34-4792 / Fax : 0742-34-4798

Mail : [kodomoseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp)